

教師力向上支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、教師力向上支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 旅費等の支給

自発的な研修をとおして、幅広い視野や識見など教師力の向上を図るため、国内外における教育事情の視察、ヒアリング調査、研修参加など（以下「自主研修」という。）を希望する教職員に対し旅費等を支援する。

3 事業に要する経費等

- (1) この事業に要する経費には、明日のとやま教育創造基金を充てるものとする。
- (2) この事業において対象とする者の数は、予算の範囲内で、年度毎に定める。

4 対象とする自主研修

- (1) 自主研修は、原則として、研修対象教職員自らが企画するもの、教育機関等が主催する研修・調査等への参加等により行うものとする。
なお、研修先及び研修内容等が本県の教育機関等の主催、共催、後援する研修と類似するものは対象としない。
- (2) 自主研修の期間は、原則として連続する20日以内とする。

5 支給対象経費等

- (1) 自主研修対象者には、当該自主研修に要する経費について、300,000円を超えない範囲の全額を支給する。ただし、本要綱6の(3)における検討委員会の意見を踏まえて、富山県教育委員会教育長が特に必要と認める場合には、この限りではない。
- (2) 前号の場合において、支給対象とする経費は、旅費、研修に要する負担金等とし、旅費の額は、原則として、「富山県職員等の旅費に関する条例」に基づくものとする。

6 自主研修対象者の決定

- (1) この事業による旅費等の支給を希望する教職員は、自主研修計画を策定し、県立学校の教職員にあつては勤務する学校の学校長に、市町村立学校の教職員にあつては勤務する学校を設置する市町村の教育委員会に申請するものとする。
- (2) 前号の申請があつた場合において、学校長又は市町村教育委員会は、当該申請が本事業の対象とすることがふさわしいものと認めるときは、当該申請に係る書類を添えて、富山県教育委員会教育長に推薦するものとする。

- (3) 前号の推薦があったときは、教育長は、当該推薦に対する検討委員会の意見を聴取するものとする。
- (4) 教育長は、前号の意見を踏まえて、自主研修対象者、研修期間及び支給額を決定するものとする。

7 検討委員会

- (1) 自主研修対象者について協議するため、教師力向上支援事業検討委員会（この要綱において「検討委員会」という。）を置く。
- (2) 検討委員会は、教育次長、経済界代表、PTA代表、学校長代表等をもって構成する。
- (3) 検討委員会の委員（教育次長を除く。）は、教育長が委嘱する。
- (4) 前号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 服務上の取扱い

この事業により旅費等の支給を受ける研修は、所属長が命じた出張として取り扱う。

9 報告

- (1) 自主研修対象者は、自主研修終了後、別に定めるところにより報告書を教育長に提出するものとする。
- (2) 自主研修対象者は、職務、研修等において成果を活かすよう努めなければならない。

10 その他

この事業の実施について、この要綱に定めのない事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。